第2回 APEC 林業担当大臣会合 クスコ声明(仮訳)

2013年8月15日 ペルー・クスコ

2013年8月14日から16日にペルーのクスコで開催された第2回 APEC 林業担当大臣 会合に参加した我々閣僚及び高級実務者は、

2007年の気候変動、エネルギー安全保障及びクリーン開発に関するシドニーAPEC 首脳 宣言において概要が取りまとめられた、全ての種類の森林の面積を2020年までに少なくとも2千万へクタール増加させ、また APEC 地域における持続可能な森林経営において極めて 重要で積極的な役割を果たしている「持続可能な森林経営及び再生のためのアジア太平洋ネットワーク(APFnet)」を設立するといった林業目標を再認識し、

「シドニー宣言の野心的な目標を達成するための作業を強化し、・・・実務者にこの目標へ向けて具体的な措置をとるよう指示し、・・・森林の違法伐採及びそれに関連した貿易への懸念に対処し、並びに持続可能な森林の管理・再生を促進するための協力を強化する」とした2010年の横浜 APEC 首脳宣言を想起し、

また、違法に伐採された林産物貿易を禁止するための適切な措置を実施するよう取り組むとともに、違法伐採及び関連する貿易に対処するため、APEC における追加的活動を実施するという、2011年のホノルル APEC 首脳宣言を想起し、

地域における森林面積を2020年までに2千万へクタール増加させるという目標を達成し、持続可能な森林経営、保全及び炭素貯留の増進を通じて、気候変動の影響を緩和することに貢献するとした、の2011年に北京で開催された第1回 APEC 林業担当大臣会合の閣僚声明をさらに強化し、

2011年の「APEC 違法伐採及び関連する貿易専門家グループ (EGILAT)」の設立を認識するとともに、過去2年間におけるその成果を称賛し、

各国・地域の異なる現実を認識しつつ、合法的に収穫された林産物貿易の促進を強化するために EGILAT の下で取りまとめられた活動を歓迎し、

拡大する地域及び世界的な食料安全保障に関する課題、世界経済が直面するリスク、そして APEC の国・地域における地方及び農村地域の生計を強化する森林が有する特有の役割と貢献に関する2012年のウラジオストク APEC 首脳宣言を認識し、

APEC の国・地域における林業目標と持続可能な森林経営を達成するため、既存の森林に関係する国際機関並びにその他関連する地域及び準地域のメカニズムを認識すると共に、適切な場合にはこれらの機関との連携を奨励し、

サービスの提供源としてだけではなく、生計の提供、異なる開発ニーズや目標への十分な対応、またグリーン成長及び持続可能な開発に関する困難なチャレンジに対処する手段としても、APECの国・地域において森林が果たす不可欠な役割を認識し、我々は以下を希求する。

- 1. 持続可能な森林経営、森林保全及び森林再生のための支援を維持し、さらに強化する。
- 2. 新たな木質製品及び特用林産物、サービス及び応用に関する研究、革新及び実証等を通じ、新興のグリーン経済に森林が果たす重要な貢献を推進する。
- 3. 先住民及び地域社会を含めた全ての森林の利用者の福利のため、政策、技術及び投資を促進する。

- 4. より優れた技術や市場へのアクセスとともに、森林に関する健全な法令、効果的な法律の執行や森林の統治の枠組、認証など市場に基づく手段、そして社会的及び環境的なセーフガードなどを含めた投資家を引きつけることができる政策環境を促進することにより、APEC地域全体における持続可能な森林経営のための民間セクターの投資を強化する。
- 5. 該当する場合には、先住民及び地域社会並びに伝統的知識が持続可能な森林経営に果たす重要な役割を認識し、その知識と他の経済分野の経営や計画との関連性を促進する。
- 6.経済発展と持続可能な森林経営を調和させる観点から、森林に関する懸念事項を他の分野の開発と関連付けることの重要性を認識する。
- 7. 政策決定者、地域社会、NGO そして民間分野が森林を理解、管理、保全、監視することを支援するため、環境教育を強化するとともに、森林に関する情報へのアクセスを改善する。
- 8. 適当な場合には、地域の経済ダイナミズムの中で、APECの国・地域が地域の森林面積、森林の生物多様性、森林と森林生態系サービスの役割をより良く評価・監視することができるよう支援するため、国際的及び地域的な機関に奨励する。
- 9.全てのレベルで持続可能な森林経営を促進することを目指し、特に制度的かつ法的な枠組、 規制及び公共政策といったガバナンスに関する成功事例、教訓及び経験を共有するため、 APECの国・地域間での技術的な協力を促進する。
- 10. 各国・地域の全てのレベルの政府、民間セクター、市民社会の組織、そして地域の NGO の持続可能な森林経営のための能力向上を促進する。
- 11. 雇用及び持続可能な供給源から生産された付加価値のある製品を産む地域の林産業の開発を奨励するとともに、国・地域内及び国際的な市場競争力を強化するための手法を探求する。
- 12. 適切な教育プログラム等を通じた違法伐採及び関連する貿易への対処、合法的に採取された林産物貿易の促進、そしてメンバー国・地域の能力向上のための活動を支援するためのAPECの国・地域の取組を維持・強化する。
- 13. APEC の国・地域間における林業協力を促進するとともに、首脳声明における持続可能な森林経営について進展した記述を奨励するため、林業担当大臣会合の重要性を認識するとともに、必要な場合には、メンバー国・地域がそのような会合を開催することを促す。
- 14. APEC の作業体制を合理化する必要性を念頭に置きつつ、APEC の森林目標の実施に対処するため、適切な場合には、APEC の手続または枠組における他の取決と整合する相互に合意された政策パートナーシップ対話の設立を検討する。
- 15. 国・地域経済と都市及び農村地域社会に対する林産物と森林生態系サービスの貢献を認識すると共に、適切な場合には、これらの貢献を国・地域の会計システム、全てのレベルにおける開発政策・計画に含める。
- 16. 森林の便益を最大化すると共に、他の分野の森林に対する負の影響を最小化するか回避するため、持続可能な森林経営と保全をメンバー国・地域の開発政策及び戦略と融合させる。
- 17. 適切な場合には、APEC の林業目標と整合する関心事項を有する他の国際機関と関係を構築する。